

No. 162(2019/3)

EU デジタル単一市場における著作権に関する指令案 Directive of the European Parliament and of the Council on Copyright in the Digital Single Market

— 閣僚理事会・欧州議会・欧州委員会の調整を経て成立か? —

亀井 正博 (SOFTIC 専務理事)

数年にわたり議論されてきた、EU の新たな著作権指令案が欧州閣僚理事会・欧州議会・欧州委員会での調整で合意され、成立するか否かという状況となった。言うまでもなく巨大経済圏である EU で規定される法制度等は、これまでの個人情報保護や環境保護の規制等を見てもわかる通り、世界に大きな影響がある。本号では合意指令案の概略を伝えたい。

なお、合意指令案は、前文の番号、条名の整理を含め法令として整える作業がなされているとされ、その内容は執筆時点では正式に公開されていないため、本指令案の問題を指摘し続けている Julia Reda 欧州議員の web site で公開されているもの¹を用いた。従って、本稿で使う条名は正式に公表される指令案とは異なる場合があることを留意頂きたい。

全 8 ページ。以下目次のみ。

1. 経緯
2. 注目される規定の概略
 - (1) 権利制限規定
 - (2) 記事の使用に関する出版者の権利の付与 (11 条)
 - (3) 「オンライン・コンテンツ・シェアリング・サービス・プロバイダ」による使

¹ https://juliareda.eu/wp-content/uploads/2019/02/Copyright_Final_compromise.pdf

用（13条）

3. その他の規定

（1）文化遺産のための機関による、商業的利用のなされていない著作物等の使用（7条～9条）

（2）拡大集中許諾の許容（9a条）

（3）ビデオオンデマンド・プラットフォーム上の視聴覚著作物へのアクセス／利用可能性についての交渉メカニズム（10条）

（4）パブリックドメインにある視覚芸術の取扱い（10b条）

以上